

富山大学附属図書館利用細則

平成17年3月10日制定
平成19年2月8日改正
平成23年3月11日改正
平成30年3月15日改正
令和4年9月5日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、[富山大学附属図書館規則](#)第8条の規定に基づき、富山大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)の役員、職員及びこれに準ずる者(以下「職員」という。)

(2) 本学の学生及びこれに準ずる者(以下「学生」という。)

(3) その他一般利用者(以下「一般利用者」という。)

(図書館資料の区分)

第3条 図書館資料(以下「資料」という。)の区分は次のとおりとする。

(1) 貴重資料

(2) 参考図書

(3) 一般図書

(4) 逐次刊行物

(5) 視聴覚資料

(6) マイクロ資料

(7) その他の資料

2 前項第1号及び第7号に指定する資料は、別に定める。

(開館時間及び休館日等)

第4条 図書館の開館時間及び休館日等は、別に定める。

2 館長又は分館長が必要と認めたときは、開館時間及び休館日等を変更することができる。

(閲覧)

第5条 利用者は、図書館に備付けの資料を自由に閲覧することができる。

2 貴重資料、視聴覚資料、マイクロ資料及びその他の資料は、所定の手続を経て閲覧することができる。

(閲覧の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、館長又は分館長は閲覧を制限することができる。

(1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。

以下「情報公開法」という。)第5条第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(3) 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は資料が現に使用されている場合

(貸出)

第7条 利用者は、資料の貸出を受けようとするときは、所定の手続をとらなければならない。

2 資料の貸出冊数及び貸出期間は、別に定める。

3 利用者は、貸出を受けた資料を転貸してはならない。

(返却)

第8条 利用者は、貸出資料を貸出期間内に返却しなければならない。

2 貸出期間内に返却しなかった利用者には、別に定める罰則を科すことができる。

3 次の各号の一に該当するときは、貸出資料を直ちに返却しなければならない。

(1) 職員、学生がその身分を有しなくなったとき

(2) 職員が退職するとき

(3) 学生が休学するとき

(貸出禁止資料)

第9条 館長又は分館長は、貸出禁止資料を指定することができる。

2 貸出禁止資料について必要な事項は別に定める。

(点検)

第10条 館長又は分館長は、貸出資料について定期的に又は必要に応じて点検し、その返却を求めることができる。

(参考調査)

第11条 利用者は、教育・研究又は学習に必要とする文献、学術情報等についての参考調査を図書館に依頼することができる。

(文献複写)

第12条 利用者は、図書館に文献の複写を依頼することができる。

2 文献複写について必要な事項は別に定める。

(他大学図書館等の利用)

第13条 職員及び学生が、教育・研究又は学習のため必要とする場合は、図書館を通じて他大学図書館等が所蔵する資料の閲覧、複写、借受等の依頼をすることができる。

(他大学図書館等からの利用)

第14条 他大学図書館等を通じて、図書館の所蔵する資料の利用の依頼があったときは、本学の研究・教育又は学習に支障のない限り、本規則に従い当該図書館等への資料の貸出等の利用を認めることができる。

(施設等の利用)

第15条 利用者は、教育・研究又は学習のため、図書館の施設及び設備を所定の手続を経て利用することができる。

(遵守事項)

第16条 利用者は、図書館の利用の規律について図書館職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、学生証、利用証等を携行し、図書館職員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(弁償責任)

第17条 閲覧又は貸出中の資料を紛失し、若しくは汚損した者又は機器その他の施設をき損した者は、館長又は分館長の指示に従い弁償の責任を負わなければならない。

(利用制限)

第18条 館長又は分館長は、この規則に違反した利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定の期間その利用を停止することができる。

2 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育・研究に支障をきたすおそれがある場合においては、館長又は分館長は、資料の閲覧利用を制限することができる。

(個人情報の漏えい防止)

第18条の2 館長又は分館長は、図書館資料に記載されている個人情報(国立大学法人富山大学個人情報保護規則第2条第1号に規定する個人情報をいう。)については、国立大学法人富山大学個人情報保護規則の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第19条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及び本規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第20条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年9月5日から施行し、令和4年8月2日から適用する。